

「会見全文速報」サービス利用規約

「会見全文速報」（以下「本サービス」といいます）は、一般社団法人共同通信社（以下「当法人」といいます）が定例記者会見における会見者の発言と記者とのやりとりの全部または一部を文字テキスト（以下「テキスト」といいます）としてまとめ、電子メールを通じて本サービスの利用契約者（以下「契約者」といいます）に有料で提供する情報サービスです。本サービスのご利用に当たっては、この利用規約（以下「本規約」といいます）に同意いただくことが必要です。

第1条（本サービスの提供）

本サービスの利用契約（以下「利用契約」といいます）は、当法人と契約者が契約書を締結することによって成立します。当法人が提供する本サービスの契約期間、対象会見者、利用料金等は当該契約書において定めるものとします。

2. 契約書を締結していない場合は、契約者は本規約の内容に同意の上、当法人が定める手続きに従って利用申込書（以下「申込書」といいます）を提出し、申し込みに対する当法人の承諾をもって利用契約が成立します。本サービスの契約期間、対象会見者、利用料金等は当該申込書において定めるものとします。

第2条（本規約の適用）

前条の契約書で定める諸規定は、それぞれ本規約の一部を構成し、当該契約書と本規約の規定が異なる場合は、当該契約書の内容が優先して適用されます。

2. 当法人は、契約者の承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、変更後の利用規約が優先して適用されます。利用規約の変更は、オンラインまたは当法人が別途定める方法で随時、契約者に通知します。

第3条（テキストの送受信と著作権）

当法人は、契約書または申込書で定めた対象会見者の定例記者会見のテキストを、当該記者会見終了後できるだけ速やかに契約者が指定した所定の電子メールアドレス（以下「登録アドレス」といいます）宛てに送信します。テキストは契約者の所在地において受信されるものとします。

2. 本サービスで提供するテキストの著作権は、当法人に帰属します。

第4条（利用条件）

当法人は、契約者がテキストを契約者の個人的資料または業務上の内部資料として利用することを許諾します。

2. 契約者は、登録アドレスにおいてのみテキストを受信し、閲覧、利用することができます。テキストを他の電子メールアドレスに転送し、またはインターネット上にアップロードすることはできません。テキストの印字は1登録アドレスにつき1部とし、印字したテキストは当法人の書面による承諾なしに複製することはできません。

3. 契約者は、当法人の書面による承諾なしにテキストを電子媒体に保存、蓄積することはできません。

4. 契約者は、複数のユーザーが同時受信できる共有メールアドレスや複数のユーザーに一斉配信できるメ

ーリングリストを登録アドレスとして指定することはできません。

第5条（目的外利用の禁止）

契約者は、テキストを営利目的で利用し、または第三者に提供することはできません。

2. 契約者は、本規約で認められた目的および手段以外に、テキストの全部または一部について、複製、蓄積、翻訳、翻案、出版、販売、送信、貸与、配布、改変するなど、当法人および第三者の権利を侵害する一切の利用を行わないものとします。

第6条（利用料金）

契約者は当法人に対し、本サービス提供の対価として、契約書または申込書において定めた利用料金を所定の方法で支払うものとします。利用料金に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます）は、契約者の負担とします。

2. 契約者が利用料金および消費税等の支払いを遅延したときは、契約者は当法人に対し、支払期日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

3. 当法人は契約者に対し、3カ月の猶予期間をもって書面で通知することにより、利用料金を改定することができます。改定料金に同意できない場合、契約者は本規約第12条第5項により、利用契約を解除することができます。

第7条（義務）

契約者は本サービスの利用に関する管理責任者を定め、その氏名、役職、連絡先等を契約書または申込書に記載するものとします。

2. 契約者は、テキストの受信が遅延し、または不可能となったときは、速やかに当法人に連絡するものとします。

3. 本規約に違反するようなテキストの利用状況が発生した場合、契約者は遅滞なく違反状況を解消する対策を講じなければなりません。本規約上の違反行為があったことにつき合理的な疑いが生じた場合、当法人は契約者の協力を得て、その違反に関して調査することができるものとします。

第8条（登録アドレス等の登録・変更）

契約者は登録アドレスを登録、変更する場合、速やかに当法人に書面で通知するものとします。管理責任者や請求書送付先に変更が生じた場合も同様とします。

第9条（契約内容の変更）

契約者は、契約期間の途中で対象会見者数または登録アドレス数を減らす場合、3カ月の猶予期間をもって当法人に書面で通知した上で、契約書を締結している契約者は契約書の内容を変更するための覚書を締結し、申込書を提出している契約者は新たな申込書を提出し、当法人の承諾を得るものとします。ただし、対象会見者を変更または追加し、あるいは登録アドレス数を増やす場合は、速やかに当法人に書面で通知し、同様の手続きを取るものとします。

第10条（免責）

当法人が契約者に提供するテキストは記者会見の内容を伝えるものであって、その正確性、完全性または有用性について保証するものではありません。

2. 対象会見者の出張その他の事由により東京23区内または対象会見者の通常の所在地で記者会見が行われなかったとき、または職務代行者による記者会見になったとき、もしくは事件の発生その他の事由により当法人が対象会見者の記者会見に出席できなかったときは、テキストの提供が行われなくても当法人は免責されるものとします。

3. 通信回線の故障またはメンテナンスの必要上、その他当法人の責に帰すことができない事由によりテキストの提供ができず、またはテキストの提供が遅延した場合、当法人は提供再開に向けて合理的な努力を払いますが、本規約上の義務の不履行についての責任は負わないものとします。

4. 災害、暴動、紛争、労働争議、法令の制定改廃、公権力による命令処分、交通機関の事故、その他不可抗力に起因する本規約上の義務の不履行または履行遅延については、当法人は何らの責任も有しないものとします。

第11条（契約期間）

本サービスの契約期間は、契約書または申込書に定めた通りとします。ただし、実際に対象会見者の定例記者会見のテキストを提供するのは、契約開始日以降の最初の当該記者会見が行われた日からとなります。

2. 本サービスの契約期間満了の3カ月前までに、当法人または契約者のいずれからも書面による契約の解除の申し出がない場合、利用契約はさらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

第12条（契約の解除）

当法人は、契約者が以下の各号の一にでも該当する場合、何らの通知または催告なしに直ちに利用契約の全部または一部を解除することができます。

(1) 自己の財産につき、差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分、強制執行、または担保権の実行としての競売等の申し立てがあったとき

(2) 破産、民事再生、会社更生または特別清算の手続き開始の申し立てを受け、もしくは自ら申し立てたとき

(3) 手形、小切手の不渡り等、支払い停止または支払い不能の事由が生じたとき

(4) 解散の決議をしたとき

(5) 監督官庁から営業許可の取り消し、または営業

停止等の処分を受けたとき

(6) 財産状態が著しく悪化し、またはその恐れがあると認められるとき

2. 契約者に本規約上の重大な違反行為があった場合は、当法人は契約者に書面で通知することにより利用契約を解除することができます。

3. 利用契約が契約者の本規約上の違反により解除された場合、契約者は当法人に対し、残存契約期間の利用料金の全額を直ちに支払わなければなりません。

4. 本条第1項および第2項の規定は損害賠償の請求を妨げるものではありません。

5. 当法人および契約者は契約期間中であっても、3カ月の予告期間をもって相手方に書面で通知することにより利用契約を解除することができます。

第13条（秘密の保全）

当法人および契約者は、利用契約の履行に伴って開示された相手方の業務上の情報（以下「秘密情報」といいます）を、利用契約の履行以外の目的に利用し、または第三者に開示、漏えいしてはなりません。ただし、以下の各号の一にでも該当する情報は、この限りではありません。

(1) 開示を受けたとき、既に公知となっていた情報

(2) 開示を受けたとき、開示を受けた者が既に適法に保有していた情報

(3) 開示を受けた後、開示を受けた者の責任によらず、公知となった情報

(4) 開示を受けた後、開示を受けた者が正当な権限を有する第三者より秘密保持の義務を負うことなく適法に入手した情報

(5) 開示を受けた者が、開示された情報とは無関係に、独自に開発した情報

2. 当法人または契約者が相手方に開示する秘密情報に関する権利は、開示後であっても、開示する者に帰属します。

3. 当法人および契約者は、相手方の書面による同意なしに利用契約の内容を第三者に開示してはなりません。

第14条（個人情報の保護）

当法人および契約者は、利用契約の履行に伴って相手方から開示または提供された個人情報を、外部に漏れることのないよう適切に管理し、利用契約の履行の目的にのみ利用するものとします。

第15条（再委託先の義務）

当法人は利用契約の業務の一部を再委託する場合、当法人の責任において再委託先にも第13条および第14条の規定を順守させるものとします。

第16条（反社会的勢力の排除）

当法人は、契約者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます）に該当し、または反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが認められる場合は、何らの催告を要せず、利用契約を解除することができます。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配しているとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与しているとき
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしているとき
 - (5) 役員等または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
2. 当法人は、契約者が自らまたは第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合、何らの催告を要せず、利用契約を解除することができます。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて当法人の信用を毀損し、または当法人の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準じる行為
3. 契約者は、自らまたはその下請け、もしくは再委託先が本条第1項に該当しないことを確約し、将来も本条第1項もしくは第2項の各号に該当しないことを確約するものとします。当法人は、契約者が本項の規定に違反した場合は、利用契約を解除することができます。
4. 当法人は、本条各項の規定により利用契約を解除した場合は、契約者に損害が生じても自らは何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により当法人に損害が生じたときは、契約者はその損害を賠償するものとします。

第17条（地位移転の禁止）

契約者は、当法人の事前の書面による承諾なしに本規約上の地位もしくは権利、義務の一切について、第三者に譲渡、移転、その他の方法で処分することはできません。

第18条（存続条項）

第4条第1項、第2項および第3項ならびに第5条、第13条、第14条、第15条の規定は、利用契約が終了した後も有効とします。

第19条（信義誠実の原則）

本規約に定めのない事項または本規約の解釈に疑義が生じた条項については、当法人と契約者は信義誠実の原則により協議し、解決するものとします。

第20条（管轄裁判所）

本規約に関する紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

本規約は2016年1月1日から実施します。

(以上)